

「働き方改革企業支援事業」業務委託仕様書

1 目的

労働力確保が喫緊の課題となっている中、女性を始めとする誰もが働きやすい職場環境を整備することが求められている。これまで、県においては、「仕事と生活の両立応援宣言」登録事業、「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度、企業向け講演会・研修会の開催などに取り組んできたが、引き続き働き方改革を推進し、県内企業の労働力の確保・定着を図ることを目的とする。

2 委託業務の範囲

1の目的を達成するため、「(1) 対象」に対し、「(5) 内容」による講演会、研修会を実施すること。

なお、「(5) 内容」については、基本を示したものであり、上記の目的を達成するため、追加して提案しても差し支えないものとする。

(1) 対象

(講演会) 県内企業

(研修会) 「仕事と生活の両立応援宣言」登録企業・事業所、その他県内企業

なお、主な対象者を事業所等の人事労務担当者として企画すること。

(2) 開催場所

(講演会) 宮崎

(研修会) オンライン

なお、講演会についてはオンラインでの同時配信も行うこと。

(3) 開催回数

(講演会) 1回 (開催目安時期：10月～11月)

(研修会) 3回 (開催目安時期：11月～1月) ※異なる内容を3回

なお、1回あたり3時間程度

(4) 参加社数

1回あたり50社程度

(5) 内容

(講演会)

ア 働き方改革の重要性を理解し、取組を進めたい意欲はあるものの、どう取り組めばいいかわからない事業所等でも理解できる、分かりやすい講演内容とすること。なお、次の項目のいずれか、又は全ての項目を必ず含むものとする。

- ・ ハラスメント防止に関すること。
- ・ 長時間労働の是正に関すること。
- ・ 女性活躍（潜在的な労働力の掘り起こし）に関すること。

イ 労働委員会が業務説明を行う時間を設けること。なお、当該時間については労働委員会と調整の上進めること。

(研修会)

- ア 参加企業が現在取り組んでいる働き方改革全般の水準を更に向上することを目的とし、その実現のための研修内容とすること。なお、次の項目は必ず含むものとし、全て異なる研修内容とすること。
- ・ ハラスメント防止に関すること。
 - ・ 長時間労働の是正に関すること。
 - ・ 女性活躍（潜在的な労働力の掘り起こし）に関すること。
- イ 県が実施する「働きやすい職場『ひなたの極』認証制度」を紹介し、認証企業になるために必要なテーマを設定すること。なお、次の項目は必ず含むものとする。
- ・ 先進的な取組を行っている企業（働きやすい職場「ひなたの極」認証企業等）の取組内容を聞くことができる時間を設けること。
 - ・ 本事業目的に即したテーマでグループワークを行う時間を設けること。
- ウ 労働委員会が業務説明を行う時間を設けること。なお、当該時間については労働委員会と調整の上進めること。

(6) その他

- ア 各研修会における日程調整、参加者の募集・開催案内、講師との各種調整、研修に必要な備品・テキスト（資料）等の準備、参加者の申込み受付等、事前準備を行うとともに、当日の進行、運営、講師のサポート、記録、研修終了後のアンケート実施・評価、報告書の作成等を行うこと。
- イ 参加者からの費用は一切徴収しないものとする。また、参加者への交通費や受講手当等は一切支給しない。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置（オンライン開催、会場へのマスク・消毒薬の設置、受講者のソーシャルディスタンスの確保等）を講じること。

3 委託事業に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に甲に協議の上、了解を得たものについては、その限りでない。

- (1) 10万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

4 その他

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はその仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するため、県は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

- (4) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算執行又は業務従事者の勤務態度に関して、いささかも批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決を図ること。